

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………一

………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………二

………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…二

公告

○優良映画等の推奨……………二

………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…二

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出……………三

………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………三

………（同）…三

○特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………三

………（同）…三

○特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………三

………（同）…三

○東京都環境影響評価条例に基づく着上の届出……………三

………（環境局総務部環境政策課）…三

正誤

○平成二十九年七月十八日付東京都告示第千六百六十号……………三

告示

●東京都告示第千七百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

（一） 商号 株式会社ブライトハウス

（二） 代表者氏名 代表取締役 光澤 五十六

（三） 主たる事務 港区六本木七丁目十二番十九号

（四） 免許証番号 東京都知事(2)第八九九八五号

（五） 免許年月日 平成二十五年十二月五日

二 処分年月日 平成二十九年十一月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

（一） 商号 株式会社テクナイン

（二） 代表者氏名 代表取締役 竹内 史英

（三） 主たる事務 世田谷区上野毛一丁目三十番十二号

（四） 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇八一号

（五） 免許年月日 平成二十五年二月十五日

二 処分年月日 平成二十九年十一月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

（一） 商号 株式会社エムトップハウス

（二） 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄

（三） 主たる事務 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号

（四） 免許証番号 東京都知事(2)第八九〇八〇号

（五） 免許年月日 平成二十五年四月十八日

二 処分年月日 平成二十九年十一月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

（一） 商号 株式会社野村地所

（二） 代表者氏名 代表取締役 野村 康昭

（三） 主たる事務 中央区銀座一丁目四番六号

（四） 免許証番号 東京都知事(3)第八六六四号

（五） 免許年月日 平成二十八年十月二十七日

二 処分年月日 平成二十九年十一月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

（一） 商号 株式会社日計

- (二) 代表者氏名 代表取締役 中島 希雄
- (三) 主たる事務 豊島区西池袋五丁目十三番十三ー一二の所在地 一〇号
- (四) 免許証番号 東京都知事(8)第五〇四三一号
- (五) 免許年月日 平成二十八年六月二十六日
- 二 処分年月日 平成二十九年十一月十日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第七百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更事項
組合の地区に係る事項
- 二 変更内容
組合の地区に栃木県佐野市を加える。
- 三 規約の変更の認可の年月日
平成二十九年十月十八日

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年

東京都条例第百八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由
 四四四 映画 紅い襷／富 富岡市 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。
 岡製糸場物 語

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出及び定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出及び同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人海苔のふるさと会
- 二 代表者の氏名
中村 博
- 三 主たる事務所の所在地
東京都大田区大森南四丁目七番十五号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
認定NPO法人ヒマラヤ保全協会
- 二 代表者の氏名
相馬 拓也
- 三 主たる事務所の所在地
東京都新宿区西早稲田一丁目六番一号 早稲田キャンパス九号館八階八〇八号室

- 一 名称
特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会
- 二 代表者の氏名
田中 尚輝
- 三 主たる事務所の所在地
東京都港区芝公園二丁目六番八号

特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる

事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人エティック

二 代表者の氏名

宮城 治男

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神南一丁目五番七号APPLEOHMIビル四階

四 認定の有効期間

神奈川県横浜市中区相生町三ー六一泰生ビル二階さくらWORKS(関内)

特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名

の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人東久留米市体育協会

二 代表者の氏名

坂本 和彌

三 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市大門町二丁目十四番三十七号 東久留米市スポーツセンター内

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

理事長 押見 裕司

港区白金一丁目四番十二号

二 対象事業の名称

白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十九年十一月二十二日

四 工事完了の予定年月日

平成三十三年九月三十日

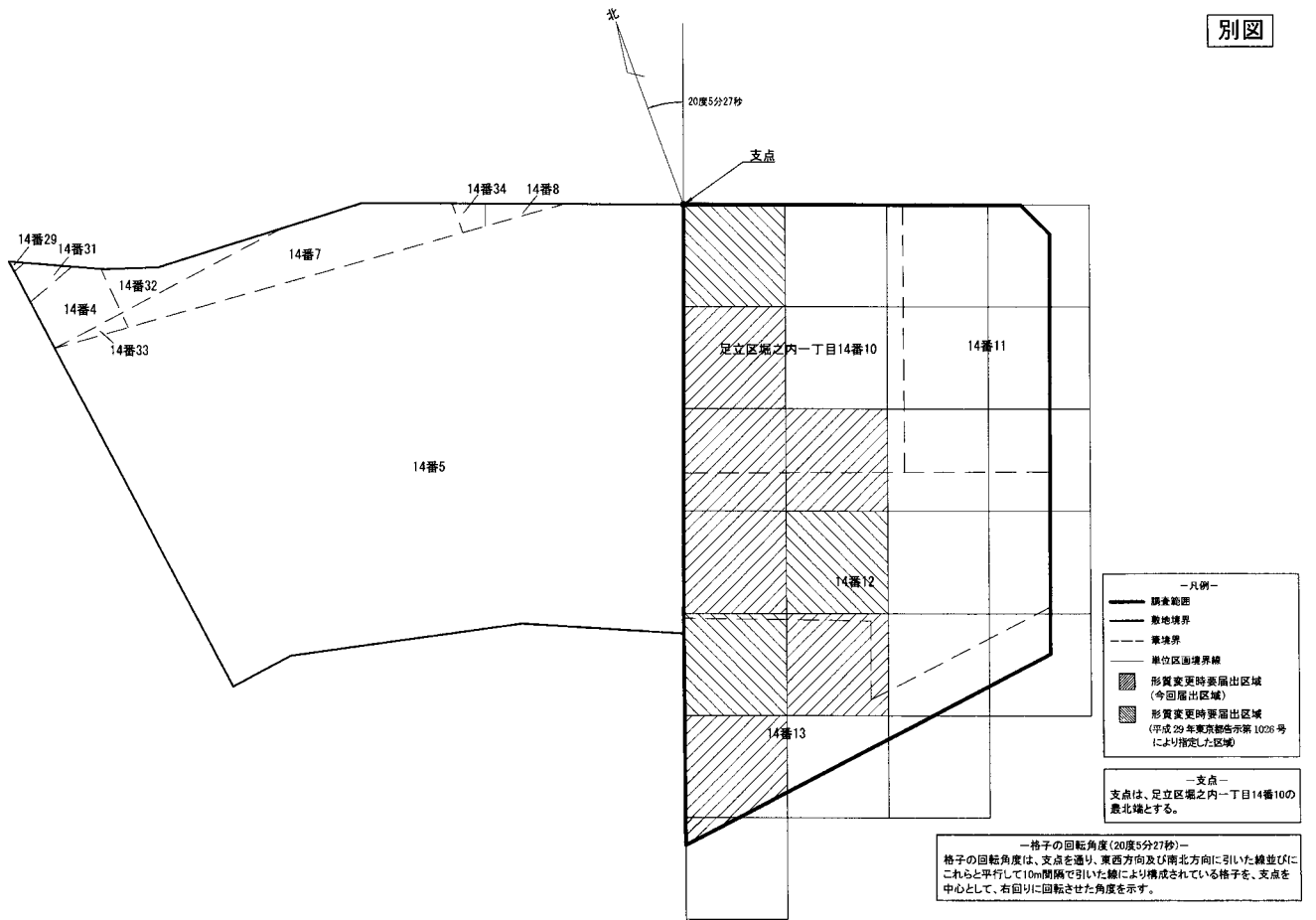
五 届出日

平成二十九年十一月七日

正 誤

○平成二十九年七月十八日付東京都告示第千六百十号三ページ下段の別図を次のように訂正する。

別図



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001